

# 監査報告書

平成 23 年 6 月 28 日

日本赤十字社  
社長 近衛 忠輝 様

日本赤十字社  
監事 池田 弘一  
監事 上島 重二  
監事 庄山 悅彦

私たち監事は、日本赤十字社定款第 23 条第 4 項の規定に基づき、平成 22 年度における日本赤十字社の業務を監査したので、その結果について次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

- (1) 平成 22 年度の業務については、常任理事会等に出席して役員等から説明や報告を受けると共に、各支部の監査委員が行なう監査の結果について各監査委員からその報告を求めました。
- (2) 平成 22 年度一般会計、医療施設特別会計、血液事業特別会計、社会福祉施設特別会計、退職給与資金特別会計、退職年金資金特別会計、損害填補資金特別会計の各決算のうち、本社に所属する会計については監査法人に委託して実地検証を行い、また、支部に所属する会計については各支部の監査委員が監査を実施し、その報告を求めました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告書は、日本赤十字社の業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 平成 22 年度の収支決算書及び財務諸表は、日本赤十字社会計規則、その他諸規則に準拠し、適正に処理されていることを認めます。

## 3. 監事の意見

別紙「平成 22 年度監事意見」のとおり。

(別紙)

## 平成 22 年度監事意見

本年 3 月 11 日に発生し未曾有の大災害となった東日本大震災に対しては、発災直後、全国の赤十字医療救護班が被災地に赴き、医療救護活動を実施するとともに避難所等の被災者へ救援物資を配布するなど迅速な救護・救援活動を行ったことは、全国二百余の赤十字施設と 6 万人の職員を有する日本赤十字社の総合力を發揮した活動として高く評価します。

さて、一般会計につきましては、近年の社会経済状況から事業の源泉となる社資の確保がますます厳しくなっていることから、社会のニーズを適切に捉えて日本赤十字社として果たすべき優先事業を選定するとともに、その成果を 국민に分かりやすく報告できるよう目標の数値化について検討願います。

次に医療施設特別会計は、救急、産科、小児医療等への診療報酬の加算改定があったことなどから、急性期医療に重点を置いた多くの赤十字病院の経営は好転しました。

しかし一方において、多額の累積赤字を抱える赤十字病院もあることから、地域の公的病院としての責務を果たしつつ、改善に向けた中期目標を設定し、病院の自助努力とともに本社・支部による指導が適切に行われることを期待します。

血液事業特別会計につきましては、少子高齢化に伴う献血可能人口と供給需要の地域間格差等を踏まえ、都道府県を単位とした採血・供給から、献血可能な昼間人口に応じた効率的な採血と、安全な血液を円滑に供給する広域事業体制を推進し、国民が安心して医療を受けられる体制の構築に向けて一層努力願います。

社会福祉施設特別会計につきましては、認知症高齢者の増加など介護の重度化が進む高齢者介護のサービス充実に努め、災害等に備えた発電機や簡易担架等を整備するなど赤十字の特色を活かした事業を実施し、今回の東日本大震災において利用者の避難等に役立ったことは評価します。

引き続き、利用者等が安全・安心に過ごせる施設運営をされるよう期待します。

最後に、東日本大震災の被災者に対する多額の義援金のうち、その多くが日本赤十字社の窓口に寄せられていますが、これは日ごろの活動を通じて、多くの人が日本赤十字社を信頼し、寄託したものと思われます。

こうした寄託に対し、日本赤十字社として義援金及び救援・復興支援活動について適切に管理を行うとともに、適宜に国民へ報告するなどして活動の適正性と透明性を確保するよう期待します。

被災者に対する日本赤十字社による救援・復興支援活動は、引き続き行われることと思われますが、苦痛の軽減を第一の目的として活動に傾注し、被災された方が一日も早く元の穏やかな生活に戻れることを祈念申し上げ、平成 22 年度の監査報告とします。